

# 定期試験における 不正行為と処分について（注意喚起）

商学部長

1年を通じての学業生活において、特に重要な定期試験の時期を迎えました。改めていうまでもないことですが、試験には本学部学生として公正な態度で臨み、試験場にあっては監督者の指示に従ってください。不正な行為が認められた場合には、学部として厳格な処分を行います。

また、筆記試験に代えてレポートが課される場合も、剽窃あるいは剽窃を助ける行為が明らかであれば、定期試験での不正行為（カンニング）と同様の処分（その科目のみならず当該期の全登録科目の不合格や停学処分等）の対象となることがあります。特に、生成系 AI のみを用いてレポート等を作成することは剽窃となりえます。また、一部の利用であっても剽窃とみなされる場合がありますので、注意してください。対面での筆記試験における不正行為の類型と処分の内容は下記のとおりです。

記

## 1. 有期停学（3ヶ月）

- ・他人の答案を写す行為
- ・机への試験に関する内容の書き込み行為
- ・カンニングペーパーの持ち込み
- ・許可されていない書類等（辞書等を含む）の持ち込み
- ・携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等をカバンにしまっていない状態、及び身につけている状態
- ・口頭、仕草等による解答内容の伝達
- ・持込み許可物の貸借
- ・答案用紙の持ち帰りや放棄
- ・その他、上記と同等程度の行為

## 2. 無期停学

- ・代人受験
- ・答案への偽名記入
- ・答案用紙の交換
- ・不正行為発覚後、試験監督者等へ抵抗をするような行為
- ・その他、上記と同等程度の悪質な行為

3. 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修している試験科目（定期試験期間中試験・期間前試験・レポート試験）を全て無効とする。ただし、総合学際演習、商学専門演習を除く。

不正行為帮助者も同様に扱う。

以 上